

令和 7 年 6 月 5 日 発表
【照会先】
北九州西労働基準監督署
副 署 長 加治屋 博規
第 3 方面主任監督官 黒田 龍介
(電 話) 093 (622) 6550

報道関係者 各位

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～ 機械の掃除の際に運転を停止しなかった等の疑い～

北九州西労働基準監督署（署長 奥藺 雅典）は、本日、株式会社エヌ・シー・エス及び同社工場長を、労働安全衛生法違反の疑いで、福岡地方検察庁小倉支部に書類送検しました。

【事件の概要】

- 1 令和 6 年 3 月 13 日、株式会社エヌ・シー・エスの工場内において、労働者に裁断された古着を綿状の繊維に加工する機械に詰まった繊維を取り除く作業を行わせる際、機械の運転を停止させなかった疑いがあるもの。
- 2 裁断された古着を綿状の繊維に加工する作業に労働者を従事させるにあたり、当該労働者に機械の危険性や作業手順などの安全のための教育を行わなかった疑いがあるもの。

1 被疑者

(1) 株式会社エヌ・シー・エス

本社の所在地：福岡県北九州市若松区

事業内容：衣類のリサイクル加工

(2) 工場長（61 歳）

2 違反条文

株式会社エヌ・シー・エス、工場長ともに

(1) 労働安全衛生法違反

同法第 20 条第 1 号（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第 107 条第 1 項（掃除等の場合の運転停止等）

同法第119条第1号（6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金）

同法第122条（両罰規定）

（2）労働安全衛生法違反

同法第59条第2項（安全衛生教育）

労働安全衛生規則第35条第1項（雇い入れ時等の教育）

同法第120条第1号（50万円以下の罰金）

同法第122条（両罰規定）

3 災害の概要

令和6年3月13日、株式会社エヌ・シー・エスの工場内において、被災者が古着を綿状の繊維に加工する機械のシリンダー内に詰まった繊維を取り除く作業をしていたところ、機械に右手が巻き込まれ、前腕を切断する災害が発生しました。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、機械の清掃等を行う場合は、機械の運転を停止しなければならないことが規定されていますが、災害発生当時、機械の運転を停止していなかった疑いがあるものです。

また、労働者の作業を変更したときには、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育として機械の危険性、取扱方法、作業手順等の教育を行わなければならないことが規定されていますが、被災者に対して、この教育を行っていなかった疑いがあるものです。

労働安全衛生法（抜粋）

（事業者の講ずべき措置等）

第二十条

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険

（第2号及び第3号 略）

（罰則）

第百十九条

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の

三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者
(第2号～第4号 略)

(安全衛生教育)

第五十九条

事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。

2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

(罰則)

第二百十条

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十五条第一項、第三項若しくは第四項、第十五条の二第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第二十五条の二第二項(第三十条の三第五項において準用する場合を含む。)、第二十六条、第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十二条第一項から第六項まで、第三十三条第三項、第四十条第二項、第四十四条第五項、第四十四条の二第六項、第四十五条第一項若しくは第二項、第五十七条の四第一項、第五十九条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第六十一条第二項、第六十六条第一項から第三項まで、第六十六条の三、第六十六条の六、第六十六条の八の二第一項、第六十六条の八の四第一項、第八十七条第六項、第八十八条第一項から第四項まで、第百一条第一項又は第百三条第一項の規定に違反した者

(両罰規定)

第二百十二条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第二百十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則 (抜粋)

(掃除等の場合の運転停止等)

第一百七条

事業者は、機械(刃部を除く。)の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。

(雇入れ時等の教育)

第三十五条

事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行わなければならない。

- 一 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 二 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 三 作業手順に関すること。
- 四 作業開始時の点検に関すること。
- 五 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
- 六 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
- 七 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項